

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和3年度(2021年度)第1回契約監視委員会 議事要旨

開催日時：令和3年6月16日（水）13:30～15:30

開催方法：オンライン開催

委員：井上委員長、青山委員、岩崎委員、江上委員、奥委員、田中委員、徳永委員、柳澤委員

説明者：契約部長、契約調整課長、契約業務課長、研究契約室長、契約部関係者、調達要求部署担当者

オブザーバー：甲田理事、石正監事、倉田副理事、監査・法務部長

事務局：監査課長、監査課課員

○契約監視委員会規則第6条第2項の規定による構成委員の2分の1以上の出席を得ており、本委員会は成立していることを確認した。

【議事内容】

1. 令和2年度第3回契約監視委員会議事要旨確認

資料3に基づき、前回委員会（令和3年3月5日オンライン開催）の議事要旨の確認が行われた。

2. 令和2年度の契約状況及び自己点検結果等について

資料4に基づき、令和2年度の契約状況について契約部より報告があった。特に問題となるものはなかった。

資料5-1、5-1別紙、5-2に基づき、令和2年度の自己点検結果等について契約部より報告があった。主な質疑と応答は以下のとおり。

（委員）資料5-1の別紙「独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)」の資料の中に「応札・応募者数」が10者となっているものが4件あるが、これは随意契約になるのか。10者から応札・応募があれば競争入札になっているのではないか。

（JST）これらは「公募等による資金配分関連の契約」であり、入札にはなじまないため、随意契約としている。またこれらの契約は、要件を満たす複数の者と契約するものであり、その対象となった者（10者）を応募者として記載している。

（委員）資料5-1の別紙「実施協定」について。契約相手方との契約の形態は、どうなっているのか。

（JST）形態としては、業務委託契約の一種である。

（委員）契約として、相手方との明解な関係性が認識されているかということも重要なため、「実施協定」という呼称は分かりにくい。

（JST）当機構の事業においては、研究以外の業務を支援する場合においても必要な資金を「委託」という名目で相手方に支出している。そのため、通常の業務委託契約と区別するために便宜的に「実施協定」という名称を使っている。

3. 令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価結果（公表資料案）について
4. 令和 3 年度調達等合理化計画の策定について

資料 6、7 に基づき、契約部より報告があった。主な質疑と応答は以下のとおり。

（委員）令和 3 年度調達等合理化計画（案）下線冒頭の「コロナ禍において光熱水料が減少したことに伴って競争性のない随契が減少」とあるが、その関係性を詳しく説明いただきたい。

（JST）調達等合理化計画においては、集計の対象が少額随意契約基準額を超える契約とされているため、少額随意契約となるものは集計値には含まれない。今般、コロナ禍におけるテレワーク等の推進により、これまで競争性のない随意契約に計上されていた賃借事務所の光熱水料等にかかる支出が減少し、100 万円未満となったことから、当年度においては少額随意契約として集計の対象外となったということである。

（委員）資料を公表するにあたり、少額随契との関係性について一言説明を加えたほうがよいと思われる。

（JST）資料については、加筆修正する。

（委員）「物品等調達契約審査委員会」および「調達等合理化検討チーム」は年間にどのように開催されているのか、開催状況を教えてほしい。

（JST）「物品等調達契約審査委員会」は、年に 7 回程度開催している。「調達等合理化検討チーム」はメンバーが契約審査委員会の委員等を兼ねており、同委員会で問題が見つかった時などに必要に応じ開催する運用になっており、今年度の開催実績はない。

5. 個別契約案件（令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月）の点検について

資料 9-1、9-2 に基づき、点検候補選定基準により選定された 2 つの個別契約案件についての点検が行われた。それぞれについて特に問題となるものはなかった。主な質疑と応答は以下のとおり。

点検案件① 外国人研究者宿舍「二の宮ハウス」ガスメーター更新工事（機器交換）

（委員）予定価格と入札価格の金額が近いが、予定価格はどのようにして設定するのか。

（JST）今回は、参考見積りは 1 者のみだったため、価格の妥当性に留意しつつ予定価格を作成した。ガスメーターとその撤去や取り付け等の工数に金額が分かれている。ガスメーターについては、東京ガスのホームページに公表されている約款を参考としている。工事については、国土交通省が作成している「物価資料」を基に人工等の単価を積算している。

（委員）「仕様書チェックリスト」が資料として添付されているが、要求原課と契約部がそれぞれチェックを入れるという認識でよろしいか。また、「仕様書チェックリスト」が先に説明のあった「自己点検」のフォーマットと考えてよろしいか。

（JST）「仕様書チェックリスト」は各契約案件について、要求部署が契約担当部署に調達依頼をする際と、それを受けた契約担当部署がそれぞれ内容を確認してチェックを行うためのものである。それに対して「自己点検」のフォーマットは、仕様書チェックリストの内容を踏まえて、「仕様書の排他性」や「参加資格制限の有無」等をさらに細かい観点から事後的に確認しているものである。

- (委員) 都市ガスの工事の場合は、東京ガスの認定が必要ということ、管工事の資格が必要なため参加者数が限られることを 1 者応札・応募となった理由としているが、ガスメーターの交換工事であれば多数の業者が関わるのが可能なのではないか。
- (JST) 競争性の確保のために努力はしたものの、3 者から見積書の提出を辞退された。結果、入札参加希望者は 1 者のみとなった。落札者からのヒアリングなどから利幅が高くないと想定される。そのことも入札参加者が 1 者となった要因と考えている。

点検案件② 役員候補者選定作業にかかるコンサルティング業務

- (委員) 「仕様書等チェックリスト」について。今回のような特命随意契約の場合、従来の契約と同様のチェックリストを使用してチェックしても、実質あまり意味がないのではないか。案件毎に点検項目として大事なことがうまくチェックされないと考えられる場合、要求原課あるいは契約担当課のいずれか、あるいはいずれもが 1 項目を追加できるように末尾に空欄を設けて記入できるようにするなど、今後検討の余地がある。
- (JST) 今回の案件に限って言えば確かにあまり実効性のないチェックリストかも知れない。
- (委員) コンサルティング会社とのコンサルティング契約としての責任関係の明示という点で、資料の中では、明確でないようだが。
- (JST) 仕様書の表現としては、コンサルティング会社が業務の主体であるかのような表現になっている部分もあるが、契約書においては JST が候補者と面接を行い、勤務条件等を提示し、最終選定を行う。コンサルティング会社は JST の求める人材を発掘し、候補者リストを JST へ提出するなど相互の役割は明確に切り分けられている。
- (委員) 時間的な制約があったため、他にも業者はあるかも知れないが、当該コンサルティング会社を選んだという緊急性による随意契約と理解してよろしいか。
- (JST) ご理解のとおりである。2 月当初から手続きを開始し、4 月 1 日着任という期限があった。その間に、人材の情報提供、候補者選定、関係府省との協議等、短期間での調整事項が詰まっており緊急性を要していた。
- (委員) 金額の点で別件の類似の例があるということで、これが裏付けだと思われるが、これはもともと当該会社なので、他に何かその客観的な根拠というか、契約金額の妥当性について検討はされたか。
- (JST) 業界の一般的な料率というのは、30～40%程度である。多くの同業他者の HP の中で、唯一確認できた事例がその水準であるが、この手の業界は基本的にどこも相場を公表していないようであり相場観を確認することに苦慮した。今回の契約では 30%と契約書に記載しているが、本件契約額は、公表されている他法人の契約実績と比較しても同程度であり、かつリテナフィーに上限を設けた報酬条件としており、過度に加算されるものでもないことから妥当であると判断した。

以 上

○ 配付資料

資料 1	契約監視委員会 委員名簿
資料 2	契約監視委員会規則
資料 3	議事要旨（令和 2 年度第 3 回契約監視委員会）
資料 4	令和 2 年度の契約状況について
資料 5 - 1	令和 2 年度の自己点検結果等について
資料 5 - 1 別紙	公益法人への支出に関する見直しの状況
資料 5 - 2	点検項目表（自己点検・チェック用）
資料 6	令和 2 年度調達等合理化計画自己評価結果（公表資料案）
資料 7	令和 3 年度調達等合理化計画（案）
資料 8	個別点検案件の選定経緯
資料 9 - 1	点検案件①
資料 9 - 2	点検案件②
参考 1	点検候補契約案件一覧（1 者応札・応募）
参考 2	点検候補契約案件一覧（競争性のない随意契約）
参考 3	点検候補契約案件一覧（少額随契）
参考 4	自己点検事項の類型等
参考 5	web 会議イメージ